

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例措置の恒久化	
2	要望の内容	協同組織金融機関の貸倒引当金に係る租税特別措置法第 57 条の 10 に規定されている特例制度（割増特例 116/100）を恒久化すること。	
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室	
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 41 年に本措置が 2 年間の時限措置として創設され、期限到来の都度 2 年間(平成 10 年度改正では 3 年間)延長されてきた。	
6	適用又は延長期間	恒久措置とする	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。</p> <p>そのため、協同組織金融機関の自己資本を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</p> <p>【根拠】経済財政改革の基本方針 2007(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>Ⅲ-2-(2)</p> <p>中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>協同組織金融機関は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスが可能な株式会社である銀行とは違い、課税後利益の積上げ以外に内部留保を充実させる手段が少ないため、当該措置により、自己資本比率を高めることによって、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>協同組織金融機関による中小企業等に対する資金供給の状況</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>銀行に比べて資本調達手段の乏しい協同組織金融機関において、内部留保を安定的に充実させ、自己資本を向上させることができる。その結果、協同組織金融機関におけるリスクテイク能力を高め、地域の中小企業等に対する融資の円滑化に資することになり、ひいては地域金融システムの安定化に貢献している。</p>

8	有効性等	① 適用数等	○適用法人数(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む)																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象法人数</td> <td>461</td> <td>457</td> <td>447</td> <td>445</td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>439</td> <td>437</td> <td>429</td> <td>427</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>95.2%</td> <td>95.6%</td> <td>96.0%</td> <td>96.0%</td> </tr> </tbody> </table>		19年度	20年度	21年度	22年度 (見込み)	対象法人数	461	457	447	445	適用法人数	439	437	429	427	適用割合	95.2%	95.6%	96.0%	96.0%				
			19年度	20年度	21年度	22年度 (見込み)																					
対象法人数	461	457	447	445																							
適用法人数	439	437	429	427																							
適用割合	95.2%	95.6%	96.0%	96.0%																							
	(注)金融庁調べ																										
		② 減収額	○減収額(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む)																								
			(単位:百万円)																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>9,872</td> <td>9,588</td> <td>9,652</td> <td>9,581</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1,707</td> <td>1,658</td> <td>1,668</td> <td>1,655</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>2,961</td> <td>2,876</td> <td>2,855</td> <td>2,833</td> </tr> </tbody> </table>		19年度	20年度	21年度	22年度 (見込み)	法人税	9,872	9,588	9,652	9,581	法人住民税	1,707	1,658	1,668	1,655	法人事業税	2,961	2,876	2,855	2,833				
	19年度	20年度	21年度	22年度 (見込み)																							
法人税	9,872	9,588	9,652	9,581																							
法人住民税	1,707	1,658	1,668	1,655																							
法人事業税	2,961	2,876	2,855	2,833																							
			(注)金融庁調べ																								
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成22年度) 地域金融システムの安定化に貢献している。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成22年度) 信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状</p> <p>&lt;中小企業向け貸出残高&gt;</p> <p>(単位:兆円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>信用金庫</th> <th>信用組合</th> <th>国内銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17年12月</td> <td>41.5</td> <td>9.3</td> <td>177.7</td> </tr> <tr> <td>18年12月</td> <td>42.1</td> <td>9.4</td> <td>187.1</td> </tr> <tr> <td>19年12月</td> <td>42.3</td> <td>9.5</td> <td>185.3</td> </tr> <tr> <td>20年12月</td> <td>43.0</td> <td>9.5</td> <td>184.0</td> </tr> <tr> <td>21年12月</td> <td>42.8</td> <td>9.4</td> <td>177.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)データは「2010年版中小企業白書」による。 (注2)数字は平成22年3月末時点。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19年度～平成22年度) 本措置は、協同組織金融機関の内部留保を高めることにより、地域の中小企業に対する融資の円滑化に資し、地域金融システムの安定化に貢献している。 仮に本措置が認められない場合には、協同組織金融機関のリスクテイク能力が相対的に低下し、中小企業等への資金供給に支障を及ぼすおそれがある。</p>		信用金庫	信用組合	国内銀行	17年12月	41.5	9.3	177.7	18年12月	42.1	9.4	187.1	19年12月	42.3	9.5	185.3	20年12月	43.0	9.5	184.0	21年12月	42.8	9.4	177.6
	信用金庫	信用組合	国内銀行																								
17年12月	41.5	9.3	177.7																								
18年12月	42.1	9.4	187.1																								
19年12月	42.3	9.5	185.3																								
20年12月	43.0	9.5	184.0																								
21年12月	42.8	9.4	177.6																								

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成22年度)</p> <p>協同組織金融機関の自己資本の充実に寄与し、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じて長期的な視点で地域経済の活性化を図ることができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>協同組織金融機関の自己資本の充実が図られ、リスクテイク能力が高まることにより、一般金融機関からの融資を受けにくい会員(組合員)に対する金融サービスの提供の充実が図られるようになる。この結果、地域金融システムの安定化が図られるようになる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>協同組織金融機関の内部留保を増加することにより、地域の中小企業等に対する資金供給が円滑に行われることになり、ひいては地域経済の活性化に資することとなる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—